二　（略）

三　当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四　（略）

（掲示）

第三十一条　（略）

2　介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十六条　介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二　（略）

三　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4　（略）

（虐待の防止）

第三十六条の二　介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二　当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三　当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（基本方針）

第四十条　（略）

2　（略）

3　ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4　ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（厚生労働省令で定める施設）

第四十一条　（略）

2　前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一　ユニット

イ　療養室

(1)　（略）

二　（略）

三　当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四　（略）

（掲示）

第三十一条　（略）

（新設）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十六条　介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二　（略）

三　事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

（新設）

2～4　（略）

（新設）

（基本方針）

第四十条　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

（厚生労働省令で定める施設）

第四十一条　（略）

2　前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一　ユニット

イ　療養室

(1)　（略）